

財務省告示第二百八十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十九年度の初日から平成十九年七月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成十九年八月三十一日

財務大臣 額賀福志郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十九年度の初日から平成十九年七月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	トン
二	八トン
三	・五三トン
四	八、九七九トン
五	五九九トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
一九二トン	五九トン	五、四五八トン	四二、四二九トン	二二三トン	九七トン	三三一、六三一トン	三七九、七四七トン	一、九七七、八八トン	三三、四一トン	四、一三六トン	一、七三四トン	一四、六八三トン	・三六トン	トン	四トン

二九	二二六トン
二八	トン
二七	三、二五八トン
二六	九一八トン
二五	トン
二四	一トトン
二三	一、一八三トン
二三	二九トン
二二	一三、七六 トン